

消 防 局 告 示 番 号	消防局告示名	公布年月日
消 防 局 告 示 第 1 号	さいたま市火災予防規程の一部を改正する告示	令和 7 年 3 月 3 1 日
消 防 局 告 示 第 2 号	さいたま市消防同意等事務処理規程の一部を改正する告示	令和 7 年 3 月 3 1 日

さいたま市消防局告示第1号

さいたま市火災予防規程の一部を改正する告示

さいたま市火災予防規程（平成15年さいたま市消防局告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（変電設備等の点検及び整備を行う者の指定） 第12条 条例第18条第1項第11号（条例第18条第3項、第18条の2第2項、第19条第2項及び第3項、第20条第2項及び第4項、第21条第2項、第22条第2項並びに第23条第2項において準用する場合を含む。）に規定する消防長が指定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。 (1)～(4) 〔略〕 (5) <u>公益社団法人日本サイン協会</u>が行うネオン工事技術者試験に合格した者（ネオン工事技術者）（条例第21条第2項において条例第18条第1項第11号の規定を準用する場合に限る。） （避雷設備の位置及び構造の指定） 第13条 条例第23条第1項に規定する消防長が指定する避雷設備の位置及び構造は、日本産業規格の<u>Z9290-3</u>とする。	（変電設備等の点検及び整備を行う者の指定） 第12条 条例第18条第1項第11号（条例第18条第3項、第18条の2第2項、第19条第2項及び第3項、第20条第2項及び第4項、第21条第2項、第22条第2項並びに第23条第2項において準用する場合を含む。）に規定する消防長が指定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。 (1)～(4) 〔略〕 (5) <u>公益社団法人全日本ネオン協会</u>が行うネオン工事技術者試験に合格した者（ネオン工事技術者）（条例第21条第2項において条例第18条第1項第11号の規定を準用する場合に限る。） （避雷設備の位置及び構造の指定） 第13条 条例第23条第1項に規定する消防長が指定する避雷設備の位置及び構造は、日本産業規格の<u>A4201</u>（建築物等の避雷設備（避雷針））とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている避雷設備につ

いては、この告示による改正後のさいたま市火災予防規程第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

さいたま市消防局告示第2号

さいたま市消防同意等事務処理規程の一部を改正する告示

さいたま市消防同意等事務処理規程（平成28年さいたま市消防局告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（計画通知の処理） 第8条 建築基準法第93条第4項の規定による通知を受けた場合（同法第18条第2項又は第4項の規定による計画の通知（以下「計画通知」という。）を受けた場合に限る。）に係る事務処理は、第2条、第4条及び第6条の規定を準用する。この場合において、「消防関係同意欄」とあるのは「<u>決裁欄</u>」と、「消防同意専用印」とあるのは「<u>計画通知専用印</u>」と読み替えるものとする。 2 [略]	（計画通知の処理） 第8条 建築基準法第93条第4項の規定による通知を受けた場合（同法第18条第2項の規定による計画の通知（以下「計画通知」という。）を受けた場合に限る。）に係る事務処理は、第2条、第4条及び第6条の規定を準用する。この場合において、「消防関係同意欄」とあるのは「<u>決裁欄</u>」と、「消防同意専用印」とあるのは「<u>計画通知専用印</u>」と読み替えるものとする。 2 [略]
（仮使用認定申請に伴う処理） 第12条 消防長は、建築基準法第7条の6第1項ただし書及び同法第18条第38項ただし書の規定による仮使用の認定に係る申請（以下「仮使用認定申請」という。）に関する書類の送付があったときは、システムにより記録し、その記録を署長に送付するものとする。 2～6 [略]	（仮使用認定申請に伴う処理） 第12条 消防長は、建築基準法第7条の6第1項ただし書及び同法第18条第24項ただし書の規定による仮使用の認定に係る申請（以下「仮使用認定申請」という。）に関する書類の送付があったときは、システムにより記録し、その記録を署長に送付するものとする。 2～6 [略]
（設置届出書の処理） 第17条 署長は、設置届出書が提出されたときは、法第17条の3の2の規定により、当該届出に係る消防用設備等が設備等技術基準に適合しているか又は不適合かを審査するため、現地調査による検査（以下「完成検査」という。）を行うとともに、第15条第2項及び前条第3項の規定により指導した事項が是正されているか確認するものとする。ただし、届出の内容が軽微なもので査察及び消防用設備等（特殊消防用設備等）試験結果報告書の確認等により必要な審査を行うことができる場合と署長が認めるときは、これを完成検査に	（設置届出書の処理） 第17条 署長は、設置届出書が提出されたときは、法第17条の3の2の規定により、当該届出に係る消防用設備等が設備等技術基準に適合しているか又は不適合かを審査するため、現地調査による検査（以下「完成検査」という。）を行うとともに、第15条第2項及び前条第4項の規定により指導した事項が是正されているか確認するものとする。ただし、届出の内容が軽微なもので査察及び消防用設備等（特殊消防用設備等）試験結果報告書の確認等により必要な審査を行うことができる場合と署長が認めるときは、これを完成検査に

代えることができる。 (電子情報処理組織を使用する場合の申請等) 第 2 6 条 <u>電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する場合のこの告示に規定する事務の処理については、別に定める。</u>	代えることができる。 (電子申請サービスによる申請等) 第 2 6 条 <u>電子申請サービス（電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と申請又は届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）のうち、埼玉县市町村電子申請サービスの共同利用に係る事業における埼玉县市町村電子申請サービスをいう。）を使用する方法により設置計画書、設置届出書、着工届出書、工事計画届出書又は特例申請書が提出された場合の事務の処理については、別に定める。</u>
--	--

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第 2 6 条の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。